

みやこ町行政改革推進委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやこ町行政改革推進委員会設置条例（平成23年みやこ町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する行政改革の推進に関する重要事項は、おおむね次の事項とする。

- (1) 公共施設の設置及び管理運営の合理化
- (2) 時代に即応した組織及び機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 効果的な行政運営及び職員の能力開発等の推進
- (5) 事務事業の見直し
- (6) その他行政改革の推進に必要な事項

(組織)

第3条 条例第3条に規定する委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域代表
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 前項第4号の公募に関し公募方法その他必要な事項については、町長が別に定める。

(資料等の提出)

第4条 委員会は、諮問事項の調査及び審議に必要な資料並びに説明を町長に求めることができる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。